

公募に関するQ&A

2025年度「グリーンイノベーション基金事業／食料・農林水産業のCO2等削減・吸収技術の開発」追加公募

資料名	No	該当項目・内容	問	答
1. 研究開発・社会実装計画	1-1	(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	補助率の逡減を想定している事業があるが、そのタイミングは提案者で決めてよいか。	「公募要領」の「別紙2」に記載のとおり、2027年度は補助率2/3、2028～2030年度は補助率1/2です。
2. 公募要領	2-1	2.プロジェクト概要 (4) 実施スケジュール	ステージゲートを経て次の開発段階へ移行する際、ステージゲートの通過が決定される前から次の開発段階の発注を開始することは可能か。	発注行為は交付決定通知書に定める補助期間内において実施計画書の内容に基づいて行っていただく必要があります。次の開発段階に関する交付がなされていない時点での発注はできません。ただし、計画遂行に著しく影響を及ぼす等の特別な事情がある場合には個別にご相談ください。
	2-2	2.プロジェクト概要 (5)予算	採択件数及び金額の目安は決まっているか。	現時点で決めておらず、応募状況や内容を踏まえ、予算の範囲内で判断させていただきます。
	2-3	3.応募要件・実施要件	事業に途中から参画することは可能か。	新たな追加公募が実施されない場合は、事業主体で途中参加はできません。また、事業主体から委託先等の追加に当たっても、所定の手続きが必要になりますので、早めにご相談ください。
	2-4	5.採択先の選定 (1) 審査の方法	面接審査において、担当役員以上の参加がどうしても難しい場合、どうすればよいか。	まずは柔軟に日程調整をさせていただければと存じます。その上でどうしても難しい場合で、やむを得ず担当役員以上の参加が困難な場合に限り、担当役員以上から委任を受けた方の出席も可能です。
	2-5	5.採択先の選定 (1) 審査の方法	面接審査において、大学や公的研究機関の場合も役員が同席する必要がありますか。	大学や公的研究機関におかれては、役員以上の参加は必須ではありませんが、提案内容についてしっかり質疑応答できる方の参加をお願いいたします。 なお、今般の公募案件は補助事業にかかるものであるため、大学、公的研究機関の応募は想定していません。
	2-6	5.採択先の選定 (1) 審査の方法	面接審査において、面接審査用の資料を別途提出する必要があるか。	面接審査時において別途資料をご提出いただく必要はなく、事業戦略ビジョンを用いてご説明いただければと存じます。なお、適宜補足説明資料を用意いただいても結構です。
	2-7	5.採択先の選定 (2) 審査基準	「a.i. 研究開発計画について（技術面）」の審査基準の一つに「5.中小・ベンチャー企業が効果的に実施体制に組み込まれているか」があるが、本事業へ提案するに当たって中小・ベンチャー企業が組み込まれていることは必須か。	中小・ベンチャー企業が組み込まれていることは必須ではありませんが、中小・ベンチャー企業が参画した効果的な実施体制になっている場合には採択審査の過程において考慮いたします。
	2-8	5.採択先の選定 (4) 選定スケジュール	費用計上はどのタイミングから可能か。	補助事業においては、費用計上は交付決定日以降となります。
	2-9	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)①「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	ステージゲートの結果事業終了となった場合でも、インセンティブ措置を受けることは可能か。	ステージゲート審査時点において、全てのマイルストーンが達成していることを確認できた場合、一旦の区切りの目標を達成したと見なし、社会実装計画の妥当性が認められることを条件に、インセンティブ額を払うことは可能です。ただし、評価するためのマイルストーンが設定されていない場合は、インセンティブ額は支払われません。
	2-10	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)①「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	インセンティブ制度の例示では2030年度終了後に支払われることになっているが、ステージゲートで、インセンティブの評価、支払いは行われないのか。	ステージゲートで契約が終了した場合は当該時点でインセンティブに係る処理を行います。なお、ステージゲートを通し継続した場合は、その契約終了時点になります。
	2-11	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)①「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	大学、公的研究機関、再委託先等はインセンティブ措置の対象になり得るのか。	大学、公的研究機関、再委託先等はインセンティブ措置の適用対象外となります。 なお、今般の公募案件は補助事業にかかるものであるため、大学、公的研究機関の応募は想定していません。
	2-12	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)③資産の取り扱い	補助事業において、プロジェクト実施期間中および財産処分制限期間内に財産の所有権の移転を行うことは可能か。	プロジェクト実施期間中および財産処分制限期間内に交付目的外での第三者への所有権移転は不可です。なお、コンソーシアムメンバー間で財産の所有権の移転を行うことは交付の目的内であれば可能です。 なお、その際は、国庫納付を求めず再処分制限付きで承認することとなります。

2-13	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)③資産の取り扱い	補助事業終了後に事業化を達成しつつも、カーボンニュートラルに向けて追加的な研究開発を継続するために財産（研究設備等）を使用する場合、例えば事業収益が発生していたとしても、交付の目的の範囲内ということで財産処分には該当せずNEDOへの承認手続きは不要で、財産処分に係るNEDOへの納付も不要という理解でよい。	ご理解のとおりで、補助事業の終了後に、2050年カーボンニュートラルの実現に不可欠な関連する研究開発を追加的に実施している限りにおいては、たとえ基金を活用して取得した財産を用いて事業収益が発生していたとしても、財産処分の対象とはならず、NEDOへの承認手続きは不要で、財産処分に係るNEDOへの納付も不要です。なお、事業収益が発生している場合、収益納付の対象となることがありますので、詳細は3-14を参照ください。
2-14	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)④事業化状況報告書及び等収益納付	収益納付に関して、具体的な収益納付の条件はどこかに示されているのか。	収益納付につきましては、「グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程」に基づき、事業終了後の翌年度以降5年間、事業化状況報告書を提出頂き（下記リンク内様式第20）、収益納付額が生じている場合には納付頂くことになります。なお、収益納付額の計算式等につきましては、（様式第20）事業化状況報告書をご参照ください。 <グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程 様式> https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki_gi.html
2-15	◆事業運営及び実施に係る各種手続き(1)事業運営	先行事業が中止となった場合、本事業も中止となるのか。	ステージゲート審査において、先行事業が中止や条件付き継続（現行ステージ）の審査結果となった場合、本事業を中止とすることや、事業の開始時期や進捗が遅れることがございます。
2-16	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)③資産の取り扱い	ステージゲートの結果事業終了となった場合、補助事業で取得した処分制限財産は処分できるのか。	処分制限期間内に事業終了となった場合、「交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し又は担保に供しようとする場合（処分という）」には、あらかじめNEDOの承認を受けていただく必要があります。NEDOが承認を行う場合は、原則として、当該財産の残存簿価相当額に補助割合を乗じた金額をNEDOへ納付することが条件となります。
2-17	別紙2(4)事業規模及び予算額等	積算参考価格が記載されている、高効率もみ殻バイオ炭製造装置、高機能化装置や微生物資材は必ず利用しなければならないのか。	本事業では、先行事業で開発された高効率もみ殻バイオ炭製造装置や微生物資材を導入して実証を実施していただく必要があります。高機能化装置については、先行事業で導入し、実証中のものを積算参考価格としています。積算参考価格を用いて積算総括表を作成してください。採択された場合には積算参考価格を上限に交付します。なお、資産に改良を加える場合は提案者の負担となりますが、高効率もみ殻バイオ炭製造装置の初期不良・安全性に関わる不具合については、装置メーカー側（先行事業コンソーシアム）が対応します。
2-18	別紙2(4)事業規模及び予算額等	予算規模、コンソーシアムの規模に上限はあるのか。	公募要領に記載のとおり、予算上限を定めています。なお、寒冷地対応等の任意選択検証事項を検証する場合は、予算上限額を超える提案も可能としますが、採択に当たりNEDOが提案者と協議し、予算減額の調整をする場合がございます。
2-19	4.採択先の選定(2)審査基準	検証技術の優位性に記載の3項目を実施できない場合は、減点となるのか。	検証技術の優位性に記載の3項目を実施の場合は、その項目数に応じて加点を行います。実施できない場合に減点となることはありません。
2-20	別紙2(2)提案者が中心となり検証する事項	提案者の検証項目③バイオ炭・高機能バイオ炭の供給に「提案者の実証圃場（20か所程度を想定）や先行事業の実証地区へ出荷」とあるが、高機能バイオ炭の製造、出荷に係る経費等は提案者の負担となるのか。	提案者の実証圃場に高機能バイオ炭を供給するための製造、出荷に係る経費は、提案者の負担となります。先行事業者の実証地区で利用する高機能バイオ炭については、提案者から先行事業者に対して、製造に係る経費相当額での有償提供となります。また、出荷に伴う費用（運送費・梱包費等）は、先行事業者の負担となります。

2-21	1.プロジェクト概要(2) 目標	事業戦略ビジョン「2. 研究開発計画」の、アウトプット目標はどのように設定すればよいか。	研究開発・社会実装計画におけるアウトプット目標は、先行事業で設定されている「2026年度までに、イネもみ殻等バイオ炭と親和性の高い有用微生物を探索・同定し、それら微生物機能が付与された高機能バイオ炭（試作品）を3資材以上開発するとともに、その後、有用微生物の大量培養法や効率的なもみ殻炭製造法等を確立し、2030年度からの高機能バイオ炭供給ビジネスの事業化の見通しを立てる」としてください。なお、マイルストーン（2027年度末の達成目標）やKPI（2030年度の達成目標）については提案者にて設定してください。事業戦略ビジョンの様式P16,19を参照していただき、マイルストーンとしては、例えば、「高効率バイオ炭製造装置及び混合装置として攪拌機を設計し、高機能バイオ炭を〇t製造する設備として設置・試運転を完了する」などを参考に、各提案者の実施内容に応じて作成いただき、可能な限り、数値目標を入れて設定してください。KPIとしては、例えば、「現場段階で製造されたバイオ炭と有用微生物等との適切な配合が可能であることを確認し、当該産地〇haで適用可能な製造・施用技術として確立する」などを参考に、各提案者の実施内容に応じて作成いただき、可能な限り、数値目標を入れて設定してください。	
3. 別添1 事業戦略 ビジョン	3-1	全体	コンソーシアムの場合、事業戦略ビジョンはどのように作成すればよいか。	事業戦略ビジョン（別紙1：積算用総括表を含む）は事業者ごとに作成してください。なお、どの者が作成したものか分かるよう、事業戦略ビジョン表紙の提案者名・代表名には作成者に関する情報を記載してください。 また、別紙1「積算用総括表」のうち、「①全期間総括表」については、各者共通の内容を記載してください。
	3-2	表紙	コンソーシアムの場合、提案者名と共同提案者名を記載する欄があるが、コンソーシアム全体を統括する者を決める必要があるか。	コンソーシアム全体を統括する者を決めていただきますようお願いいたします。
	3-3	1.事業戦略・事業計画	「(1) 産業構造変化に対する認識」及び「(2) 市場のセグメント・ターゲット」について、カーボンニュートラル全体を捉えた内容で作成していくものなのか、あるいは各公募における事業者の提案内容に関する分野に絞って作成するものなのか。	「(1) 産業構造変化に対する認識」について、カーボンニュートラル全体を捉えた提案者の認識を示していただき、その中における提案者の市場機会や経営ビジョン等が分かるよう記載してください。「(2) 市場のセグメント・ターゲット」については、提案事業周辺の市場についてセグメント分析していただき、さらにその中での提案者のターゲットが分かるよう概要を記載してください。
	3-4	1.事業戦略・事業計画	「(5) 事業計画の全体像」において記載する表について、2035年度の合計額は必須か。事業案によっては投資回収の途中段階となるため確認させていただきたい。	投資回収のタイミングに関わらず「2035年頃までの長期的な事業スケジュールの概要」を記載していただくことを想定しておりますが、必要に応じてスケジュールを投資回収年度まで延長していただいても結構です。
	3-5	1.事業戦略・事業計画	「(7) 資金計画」において記載する表について、2035年度を最終年度とすべきか。もしくは、投資回収年度まで延長して記載すべきか。	当該ページは当該事業全体の資金需要に対する計画を記載していただくものであり、その趣旨に沿って最終年度は適宜延長していただいても結構です。
	3-6	全体	本提案内容は公開されるが、提案者側が希望しない場合は非公開にできる部分もあると認識している。公開必須な部分があれば教えていただきたい。	公開必須な部分というものをこちらで設定はしておりませんが、企業秘密に該当する事項等、非開示情報として認められるもの以外は公開となります。
	3-7	全体	大学や公的研究機関についても、事業戦略ビジョンの提出は必要か。	事業戦略ビジョンは、大学や公的研究機関を含むすべての実施主体が提出する必要がありますが、事業戦略ビジョンの表紙の注意事項に記載しておりますとおり、大学や公的研究機関におかれては「2. 研究開発計画」及び「4. その他（提案者情報）」のみを提出してください。 なお、今般の公募案件は補助事業にかかるものであるため、大学、公的研究機関の応募は想定していません。
	3-8	4.その他	「4. その他」は実施主体ごとに提出すればよいか。	ご理解のとおりです。

	3-9	全体	「1.事業戦略・事業計画」は、①会社の全ての事業について記載、②本事業に関連する技術領域に係る全ての事業について記載、③本事業で開発する技術に係る事業についてのみ記載、のいずれか。	基本的には、③本事業で開発する技術を社会実装するために必要な事業戦略・事業計画を記載ください。なお、当該社会実装に向けて独自に実施する関連の研究開発計画等がある場合には併せて記載ください。 なお、「(5) 事業計画の全体像」において記載する表については、「売上高」は上記のとおり③本事業で開発する技術に係る事業について記載し、「会社全体の売上高研究開発費比率」における会社全体の売上高は①会社の全ての事業について記載ください。
4. グリーンイノベーション基金事業の基本方針	4-1	3.(5)実施主体	中小企業、ベンチャー企業の参加について、採択に関して、何か後押しすることはあるか。	基本方針において、「新たな産業を創出する役割等を担う中小企業やベンチャー企業の参画を促す観点から、採択審査においては、これらの企業との効果的な連携の有無についても考慮要因とする」とされており、中小・ベンチャー企業を巻き込む体制であれば、それに応じた評価が行われます。
	4-2	3.(5)実施主体	外国企業の参画は可能かどうか。	可能です。 ただし、外国企業の場合、グリーンイノベーション基金事業の基本方針や公募要領、特別約款等にて条件が定められておりますので、その点ご注意ください。 <グリーンイノベーション基金事業の基本方針> https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gifund/202412.pdf 「3. (5) 実施主体」をご参照ください。 また、公募要領においても「3. 応募要件」が示されており、「ii」には上記の基本方針と同様の趣旨が記載されておりますので再度ご確認ください。
	4-3	3.(5)実施主体	技術研究組合として事業に応募をする場合、 「4. 成果最大化に向けた仕組み」の対象となるのか。	技術研究組合の性質に鑑みると、企業等と連携した上での応募（例えばコンソーシアムとして参画）が想定され、社会実装を担う主体の一部としての参画とみなされることから、「4. 成果最大化に向けた仕組み」の対象となります。
	4-4	6.(2)プロジェクトのモニタリング・評価と広報	基本方針の「プロジェクトのモニタリング・評価と広報」に記載がある 「なお、部会やWG等の議論又は資料は、企業秘密等に該当する場合に一部非公開とできるが、一定期間後に、その内容は原則公開する」と記載されているが、企業秘密に該当する非公開部分については、一定期間後も非公開、の理解で正しいか。また、一定期間とはどのくらいを想定しているのか。	「一定期間」については、個々のプロジェクトにより進捗状況や競争環境等に相違があると考えられることから、一概に具体的な想定を申し上げることは難しいですが、原則的に、時間の経過に伴い企業秘密として非公開と扱う必要性が相当程度に低下したと考えられるような状況になったところで積極的に公表することを想定しております。 つまり、「一定期間後も非公開か」という点に関しましては企業秘密に該当する非公開部分につきましても、一定期間経過後には公表することを想定しております。
5.別紙1 積算用総括表	5-1	—	今回の基金事業は非常に長い期間であり、研究開発の状況によって、必要な機械装置が変わると思うが、こういった場合の必要経費、補助申請額はどこまで見積もりをとればよいのか。	提案時点で想定できる見積もり・積算をお願いします。ステージ等々のタイミングで修正していただく事になります。
	5-2	—	高効率バイオ炭製造装置及び混合装置一式と付帯設備の開発について、提案者による直営施行が難しい場合、請負施行、委託施行、代行施行により実施しても構わないのか。	請負施行、委託施工、代行施工により、高機能バイオ炭製造装置を導入、開発しても構いませんが、工事等に係る外注、委託であり、研究開発要素の根底に関わる開発業務は、提案者が実施していただく必要がございます。なお、全農は先行事業のコンソーシアムメンバーであるため、代行施工を全農に依頼する場合は、利益を排除した価格で実施していただく必要がございます。
6.その他	6-1	—	すでに走っているプロジェクトに仲間入りして既往内容を検討するのか、それとも特に意識せずに全く新規に提案してもよいのか。	本プロジェクトに採択された場合は、本プロジェクトの先行事業者と連携して目標達成に向けて取り組んでいただくことになります。 なお、先行事業者の研究開発内容は非公開の情報も多いため、提案段階では公開情報等を踏まえたうえで、新規にご提案いただくことを想定しています。

6-2	—	<p>先行事業者は既にバイオ炭の試験装置を作成・保有されているとのこと説明がりましたが、先行事業者の試験装置(もみ殻利用とのこと)に関連した提案が必要なのか。</p>	<p>先行事業者の高効率イネもみ殻バイオ炭製造装置を導入して、公募要領32ページ目の表1の項目を検証していただくことになります。その際、表1の任意項目の検証が必要になる場合などは、炭化炉への追加機能等をご提案いただくことを想定しています。(例えば、寒冷地仕様に向けた対策など)</p>
6-3	—	<p>本募集は主に、 研究開発内容①「高機能バイオ炭等の開発」のみが対象であり、 研究開発内容②「高機能バイオ炭等によるCO2固定効果の実証・評価」については対象外か。 ・②について、今回の応募内容に記載しても良いか。</p>	<p>・今回の追加公募は研究開発内容①「高機能バイオ炭等の開発」が対象となります。研究開発内容①で今回実施いただく内容を簡単に説明すると、「先行事業者が開発した高効率イネもみ殻バイオ炭製造装置を用いてバイオ炭を製造し、先行事業者が供給する微生物資材と混ぜ(=高機能化)、実際に圃場で施用いただき、高機能バイオ炭の製造効率や性能を検証いただく」です。詳細は公募要領31~38ページ(別紙2)をご参照ください。 ・そのため、研究開発内容②「高機能バイオ炭等によるCO2固定効果の実証・評価」は対象外となります。 ・ただし、公募要領35ページ「(3)先行事業者に協力して検証する事項」に記載の通り、先行事業者が開発中のシステムの現地実証にご協力いただくことを想定しているため、それに関連したご提案は記載していただいても問題ありません。</p>
6-4	—	<p>本プロジェクトの微生物資材は法的にどのように位置づけられているのか(肥料法、バイオスティミュラントなど)。</p>	<p>現在開発中の資材であるため、肥料法、バイオスティミュラント等、最終的に法的な位置づけは未定です。 今後、開発される資材の内容によって該当する法律で対応する予定です。</p>